

医療機関診療情報サイバーセキュリティ対策支援事業実施要綱

令和6年6月13日6保医医政第585号
一部改正 令和7年3月25日6保医医政第2095号

(目的)

第1 この事業は、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策に係る経費を支援することにより、医療機関のデジタル化を促進し、安定的な医療提供体制を確保していくことを目的とする。

(実施主体)

第2 この事業の実施主体は、東京都内において、電子カルテシステムを導入している、病院並びに地域における診療情報の共有及び連携の取組を行っている医科診療所とする。

(事業の対象)

第3 事業対象範囲

- 1 事業の対象は、電子カルテシステムの運用に係るサイバーセキュリティ対策に必要な機器等（リモートゲートウェイ装置、オフラインバックアップ用サーバ、エンドポイントセキュリティ製品等）の購入及び設置費用とする。
- 2 1に定める費用を除き対象外となるため、特に次の点については注意すること。
 - (1) 診療情報等のオフラインバックアップ等に係る作業費用は対象としない。
 - (2) 維持管理に関する経費は対象としない。
 - (3) 用途がこの事業の目的に限定されない機器類及び用品の購入費用は対象としない。

(事業実施の条件)

第4 事業の効果検証のため、導入の効果・課題等について報告するなど、都に協力すること。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、医療機関診療情報サイバーセキュリティ対策支援事業の実施に関し必要なことは、別途定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。